

委第5号議案

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年9月12日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「数人連署」を「複数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正により、オンラインによる請願書の提出が可能となったため、字句修正を行うことで所定の改正を行うもの。

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （請願文書表の作成及び配付）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 請願者が<u>複数</u>のものは、代表者ほか何人と記載する。</p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （請願文書表の作成及び配付）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 請願者が<u>数人連署</u>のものは、代表者ほか何人と記載する。</p> <p>第5条（以下略）</p>